

令和8年度新潟県公共事業労務費調査業務委託特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、「令和8年度新潟県公共事業労務費調査業務委託」（以下、「本委託」という。）に適用する。

第2条 目的

本委託は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、新潟県内の公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、職種別に把握することを目的としている。

第3条 調査途中での報告

受託者は、委託者より調査途中での報告を求められた場合は、速やかに対応するものとする。

第4条 管理技術者

管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、以下のいずれかの資格又は実務経験を有するものとする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）
- (2) シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）
- (3) 一級土木施工管理技士
- (4) 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）
- (5) 上記資格と同程度の知識及び技術を有するものとして、建設コンサルタント業務に関して30年以上の実務経験を有する、若しくは大学又は高等専門学校を卒業後、20年以上の実務経験を有するもの

第2章 業務内容

第5条 調査件数

調査対象工事件数は、昨年度の実績を基に375件を見込み、内150件を「オンライン調査」、残り225件を「書面調査」と見込んでいる。

なお、調査件数及び調査方法に変更が生じた場合は、甲乙協議し、変更契約の可否について定めるものとする。

第6条 業務内容（一次審査及び二次審査）

1 一次審査方法

国土交通省が用意する「オンライン調査」及び調査票の郵送及び電話による「書面調査」を基本とする。なお、やむを得ない理由により書面調査に応じられない業者は、従来の「各地域の審査会場で受託者が調査票を直接收受して調査を行う対面方式調査」を行うものとし、その費用については受発注者の協議により変更契約対応することとする。

対面方式調査を行う場合の会場は、村上市、新潟市、長岡市、南魚沼市、上越市及び佐渡市の6会場を予定している。

会場の予約及び会場借上げ費用の負担については、別途委託者が対応するものとする。

2 調査対象工事

調査対象工事は、別途、委託者が工事名簿により指示する。

なお、一次審査の結果、当該工事に係る全調査表が無効になった工事についても、調査対象工事とみなすものとする。ただし、現場条件等により調査票の提出がなかった工事については、調査対象工事とみなさないものとする。

3 調査準備

受託者は、委託者が指示した調査対象工事について、調査会場における審査の日程表を作成し、委託者の承諾を得るものとする。

受託者は、調査対象工事の元請業者へ一次審査の案内を発送するものとする。

受託者は、調査対象工事の元請業者及び下請業者からの問い合わせについて対応するものとする。

4 調査票等の一次審査

(1) 書面審査

受託者は、調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）がオンライン調査サイトに入力または郵送により提出する調査票、各種手当内訳票及び臨時の給与年計票を、別添「公共事業労務費調査審査実施要領及び解説」に基づき個々に審査する。

なお、調査票等に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

(2) 補充調査

受託者は、調査票等の記載内容について委託者から指示があった場合、電話等にて元請業者及び下請業者からの聞き取り等による補充調査を行う。

5 審査結果の整理及び分析

(1) 無効調査票の整理及び分析

受託者は、一次審査により無効となった調査票については、無効となった原因別に調査票数を整理し、その原因分析を行うものとする。

(2) 調査票等の記入ミスの整理及び分析等

受託者、調査票、各種手当内訳票及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目ごとに整理し、記入ミスの原因及び防止対策について、分析及び検討を行うものとする。

(3) 調査票等の作成及び提出

受託者は、審査終了後に審査実施名簿、上記(1)及び(2)の分析結果を取りまとめた調査票等を作成し、提出しなければならない。

6 調査結果の提出

受託者は、一次審査後、北陸地方連絡協議会に調査票等を提出しなければならない。

7 二次審査方法

公共事業労務費調査北陸地方連絡協議会が行う二次審査において、受託者は二次審査会場において、二次審査担当者の求めに応じて受託者が行った一次審査内容等について説明を行うものとする。

第7条 打合せ協議

本委託の遂行に当たり、委託者及び北陸地方連絡協議会事務局と密接な連絡を取りながら各業務を進め、打合せ記録簿を提出するものとする。

第8条 成果品

本委託の成果品は、以下のとおりとする。

調査票、各種手当内訳票及び臨時の給与年計票を3式（土木部、農林水産部、農地部各1式）提出するものとし、調査対象工事部局ごとに整理し、提出すること。（写しでも可）

なお、本特記仕様書に記載されていない事項について、北陸地方連絡協議会より追加提出を求められたものは、受託者が責任を持って充足しなければならない。

第9条 成果品の提出先

成果品の提出先は、新潟県農林水産部治山課とする。

第10条 その他

本特記仕様書に疑義が生じた時、又は本特記仕様書に定めのない事項については、委託者受託者協議の上、決定するものとする。

一次審査日程（予定）

会 場	日 時	会 場 名	住 所
新 潟	11月9日（月） 9:00～17:00	新潟市役所ふるまち庁舎 5 0 1 会議室	新潟市中央区古町通7番町 1010番地 古町ルフル5階
	11月10日（火） 9:00～17:00		
上 越	11月13日（金） 9:00～17:00	上越地域振興局 分館 4 階 4 0 1 大会議室	上越市本城町5-6
佐 渡	11月18日（水） 9:00～17:00	佐渡地域振興局 4 階大会議室	佐渡市相川二町目浜町20-1
村 上	11月19日（木） 9:00～17:00	村上地域振興局 第 1 ・ 2 ・ 3 会議室	村上市田端町6-25
南 魚 沼	11月20日（金） 9:00～17:00	南魚沼地域振興局 講堂・第 1 会議室	南魚沼市六日町960
長 岡	11月24日（火） 9:00～17:00	長岡地域振興局 長岡地域振興局（会議室棟2階会議室）	長岡市沖田2-173-2
	11月25日（水） 9:00～17:00		

二次審査日程（予定）

日程	二次審査
11月下旬 ～ 12月初旬	北陸地方整備局 会議室